

環システム」の構築を後押しするため、「町森林再生基金」を造成し、「再造林支援事業」を創設しました。一定のまとまった地域内で森林経営計画をつくり、県の事業を受けて再造林を行った場合に、この事業を活用すれば再造林に係

る経費負担が実質ゼロになります。森林経営計画は森林組合等に委託して作成することができま

### ■移住促進について

Q. 移住希望者への支援・対策についてお聞きしたい。

A. 町では、移住交流の拡大を目的に関係団体等と「白鷹町ふるさと移住推進協議会」を設立し、2年目を迎えました。東京都内にある白鷹サテライトオフィスと連携し、主に首都圏での移住相談会やホームページ、SNS（※）

での情報発信などの取り組みを進めています。ホームページの中では『空き家』情報を提供し、移住希望者の住居に関する支援を行っています。今後は、住宅助成や新規就業者向け支援などの施策を有効に活用して、移住希望者の願いが叶えられる相談体制の充実に努め、移住者の増加による人口減少対策、地域活性化に取り組みしていきます。

### ■空き家対策について

Q. 空家等対策協議会事業の進捗状況をお聞きしたい。

A. 平成27年に「空き家対策の推進に関する特別措置法」が施行され、権利者情報の調査や空き家への立ち入り調

査、行政指導、行政代執行などの手続きが可能になりました。

町といたしましては、法に基づき対策事業を進めるにあたり、空き家実態調査の実施と対策事業の協議などを行なうことを目的とした空家等対策協議会を8月に設置したところです。さらに、今年度中に具体的な施策や方向性などを示す空家等対策計画の策定を考えております。また、空き家の利活用の促進につきましても、昨年設立された「空き家バンク」を中心にして空き家減少に向けた取り組みも引き続き行っていきます。

Q. 倒壊寸前の危険な空き家については、早急な対策をお願いしたい。

A. 空き家は所有者自らの管理が原則となるため、法的な措置の前に、適切な管理を依頼する旨の文書を所有者に送付しています。また、法に基づく体制整備等を早急に整え

ていきたいと考えています。

Q. 持ち主が不明な物件についてはどうな対応を取っていく予定なのか。

A. 法律の中で、税情報を利用して所有者情報の確認が可能になりましたので、所有者が不明な場合でも随時情報提供いただきたいと思います。

掲載した内容のほかにも、防犯、防災、観光 PR、婚活、少子化対策、福祉、耕作放棄地問題など、幅広い分野にわたって意見交換を行いました。いただいたご意見をまとめたものを、企画政策課情報係及び各地区コミュニティセンターに設置しますので、ご覧ください。また、町のホームページでもご覧いただけます。

【問い合わせ】企画政策課情報係 ☎85-6121



（※）SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のウェブサイトおよびネットサービス。「Facebook」（フェイスブック）や、「Twitter」（ツイッター）などがある。